

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

分類	種類	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあたっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス。流行性結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	<その他の感染症> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※学校で流行が起こった際にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第3類の感染症として、緊急的に措置をとることができる

<インフルエンザの出席停止期間>

発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

水曜日 (0日目)	木曜日 (1日目)	金曜日 (2日目)	土曜日 (3日目)	日曜日 (4日目)	月曜日 (5日目)	水曜日 (6日目)
発症	発症日を0日目として5日経過					登校可能
			解熱	解熱1日目	解熱2日目	
			解熱日を0日目として2日経過			